

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
 310-0853  
 水戸市平須町1-93  
 tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317  
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

2015年度茨高教組中央委員会  
 日時 11月29日(日) 10:00~16:00  
 場所 ワークヒル土浦  
 300-0027 茨城県土浦市木田余東台4丁目1-1  
 TEL.029-826-2622

## 人事委員会勧告に対する地公労声明

本日10月9日、茨城県人事委員会は本年の公民較差に基づき、月例給を平均0.4%(1518円)、一時金を0.1月引き上げる勧告を行った。月例給と一時金ともに2年連続で引き上げ勧告を行うことは24年ぶりのこととなるが、組合員の期待に一定応えとともに、民間の賃上げ動向を踏まえると当然の結果といえる。同時に、再任用職員も含めて幅広く給与の引き上げを行ったことは一定評価できるものである。

一方で、現給保障が行われていることもあって、給料表の平均0.4%引き上げ改定をしたものの、較差解消のために給料表へ配分されることになる原資は758円にとどまり、729円は地域手当の前倒し改定に配分されることとなった。給与較差は今までも基本給である給料表の改定を中心に解消してきたこと、「給与制度の

総合的見直し」の完成時までの地域手当の支給率は地公労と県当局で決めるべきと人事委員会自体が言っていることなどから納得出来るものではない。

また、55歳以上の昇給制度については、国に準じて標準では昇給停止とする報告を行った。現在も、茨城県においては民間との賃金カーブの比較から昇級抑制措置や給与削減措置が行われている。地公労は、人事委員会に対して公務員と民間の50歳代後半層の職層や働き方が違うこと、職員のモチベーションの維持につながる制度にすべきであるとの観点から早期にそれらの措置を解消すべきと強く申し入れてきたところである。そのような状況の中、一層の給与削減につながる制度について報告され

たことには極めて遺憾である。

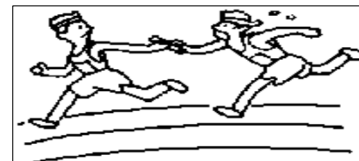
さらに、昨年度まで初任給基準の改定などについて言及され、2015年4月採用者から2号給の引き上げが行われたが、未だに関東各都府県と比して低水準にある。人材確保の観点から、今回更なる改善が勧告・報告されなかったことは納得ができない。また、昨年度「給与制度の総合的見直し」の行政職中で、5、6級について号給増設が行われた。4級職についても多くの職員が最高号給に達している現状を考えると人事委員会として言及しなかったことに対して不満が残る。

今後、地公労は茨城県の地方公務員が質の高い公共サービスを提供し続けるためにも、県当局に本年度の公民較差に基づく給料表の改定での給与引き上げを行うよう求めていく。また、その他の賃金・諸手当の改善はもとより、労働時間の短縮やメン

タルヘルス対策など多岐にわたる労働条件の改善に向けて県当局との交渉を強化し、組織の総力を結集してたたかいを進める決意である。

### 15年度人事委員会勧告のポイント

- ①月例給(平均1518円、0.4%)を4月に遡及して引き上げる。
- ②地域手当を4月に遡及して支給割合を引き上げる。(4% → 4.2%)
- ③期末・勤勉手当の支給月数を引き上げる。(4.10月 → 4.20月)
- ④50歳台後半層の昇給制度見直す。
- ⑤単身赴任手当を国に準じて、所要の改定をおこなう。
- ⑥人事院は、フレックスタイム制の拡充に関して勧告したが、本県においても今後の国や他の都道府県の動向を注視しつつ、検討する必要がある。



## お得情報

公立学校共済組合茨城支部が運営するホテルレビュー水戸の施設利用補助が改善された。ホテルは水戸駅南口から徒歩3分で、共済組合員の教職員は、チェックインの時に公立学校共済組合組合員証(保険証)を提示することで、格安の料金で宿泊することができる。15年10月1日からの変更点は以下の通り。

### ①会食補助

一人4000円以上の料理で会食及び宴会をおこなった場合1人1000円(6月、9月、12月、1月、2月は2000円)の補助。12月、1月は月曜日～木曜日限定。

### ②宿泊補助

1泊につき3000円の補助を20泊まで。これまでは10泊までだった。

③「会食補助申込書」 所属長証明欄を削除し、組合員の利便性向上のために個人で申請できるように様式を変更。

## これって変だよ 昼休みは勤務時間？

昼休みは勤務時間ではない。当たり前なことだけれど、学校現場では忘れられがちになる。昼休みの45分は、労働基準法34条「使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」を根拠にしている。労働基準法は8時間を超える場合は1時間の休憩時間を与えなければならないとしているが、学校現場は、1日の労働時間が7時間45分になっている。

### 午後の年休を取る場合

午後の年休を取る場合、昼休みは勤務時間ではないので、4時間目の授業が終わって昼休みになれば学校を出ることは何ら問題はない。ところが、昼休みは勤務時間だからと昼休みが終わるのを待って学校を出るといふ教職員がいる。本来ならば、この辺は教頭等がきちんと説明して「昼休みになったら帰っていいんだよ」と説明してあげばいいのだけれどそうになっていないことが多い。

また、昼休みに会議があつたりすると帰りづらいということになってしまう。

この辺も、「午後年休なので、会議には出られません」と気軽に言えるような職場環境を作っていくことが大切だ。

昼休みの問題は、意外と多岐にわたる場合が多い。引き続き「茨城の教育」でも取り上げていく予定であるので、職場からの情報をお寄せください。

### 人事問題で意外と知られていないこと

茨高教組は10月6日に県教委の人事ヒアリングの要請を受けて、総務課長、高校教育課長、特別支援教育課長同席の場で、2015年度の人事方針に対する組合としての要望を説明した。

新しい人事のルールが導入されて7年が経過するので、この間の「人事ルール」の運用上の課題等を検証して、新たな人事ルールの策定に踏み出すことを要望した。

また、フレックススクールや定員割れした高校などに対する教職員の加配、特別支援学校で学校によって臨時教職員が多く配置されていることを解消するために新規教職員の採

用を増やすことなどを要望した。

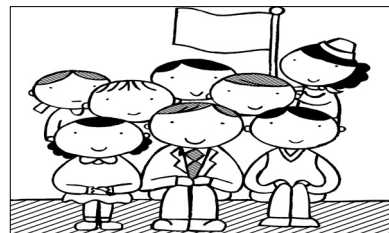
人事異動希望書の様式に関しては、再任用2年目以降の教員と再任用希望の現業職員が現在校希望を記載できるように様式の一部変更を要望した。

現在の再任用制度の運用では、再任用希望の現業職員と再任用2年目以降の教員は、本人と校長の希望があれば現在校勤務ができるようになっている。

新採2校目の教員は7年目にグループ異動の対象になるが、組合としては対象年度を7年ではなく10年にすべきだと要望した。

また、新採2校目の教員は5、6年目は一般異動対象者になることを知らずに、新採2校目も5年で異動しなければならぬと思っている教員が多いことについては、昨年に引き続き、正確な情報を校長から教員に伝える必要があることを要望した。

なお、組合は10月22日（木）に人事ルールや制度運用に関する県教委交渉に取り組む予定になっている。



## 2015年中学校教科書採択を検証する

本年2015年は、中学校教科書採択の年にあたり、全国的に「つくる会」系の教科書採択が大きな社会問題になった。2015年9月18日現在、子どもと教科書全国ネットの集計によると、全国で育鵬社の採択は歴史が73,400冊、公民が67,635冊である。茨城県は私学の常総学院が自由社を採択したが、公立中学校も県も育鵬社・自由社以外を採択した。

### 育鵬社の採択占有率6.5%

育鵬社の採択占有率は歴史が6.5%で公民が5.8%であるが、前回よりも率が上がっているものの、育鵬社が目標とした10%には達していない。率が上がったのは安倍内閣の教科書採択制度に対する政治的介入や横浜市・大阪市などの大規模地区の教育委員会が採択した結果である。また、「つくる会」系の自由社の教科書を採択したのは私立中学校だけで公立中学校はゼロで、採択占有率も0.04%である。

### 学び舎の教科書採択

今年度のもう一つのポイントは学び舎の教科書が筑波大附属駒場中学校な

ど国立中学校5校、自由の森学園中学校など私立中学校33校が採択したことである。国立・私立の計は38校5400冊で採択占有率は0.5%である。学び舎は若木久造が代表を務め、現役教師なども入った「子どもと学ぶ歴史教科書の会」が教科書の編集を行っている。育鵬社の教科書を絶賛する産経新聞は学び舎の教科書を「今回の検定では安倍政権の教科書改革が奏功し、自国の過去をことさらに悪く描く自虐史観の傾向がやや改善された。だが、そんな流れに逆行するかのような教科書が新たに登場した。「学び舎」の歴史教科書である。現行教科書には一切記述がない慰安婦問題を取り上げ、アジアでの旧日本軍の加害行為を強調する」と論評している。

育鵬社が採択占有率を伸ばした一方で、産経新聞から批判的となった学び舎の教科書が自由社の約10倍の採択占有率であったことに注目したい。市販されたりしていないので、学び舎の教科書を手にするのは非常に難しい状況ではあるが、資料などはネットで検索することができる。